

第9回舞鶴市廃棄物減量等推進審議会
議事録

【開催日時】

平成30年5月28日（月） 14時30分～16時30分

【開催場所】

市役所別館5階 中会議室

【出席委員】

青山委員、足立委員、内海委員、尾上委員、木谷委員、品田委員、田中委員
谷口委員、西山委員、藤原委員、森委員、山川委員
(12名中12名出席：有効に成立)

【事務局】

市民文化環境部長 飯尾、環境対策室長 平野、生活環境課長 福田、
清掃事務所長 橋本、リサイクルプラザ所長 村川、生活環境課主幹 田中

【傍聴者】

1人

【議題】

- (1) 報告事項
『不燃ごみ7種9分別収集モデル事業』の概要について（報告）
- (2) 諮問事項③「ライフスタイルの変化や高齢化などへの対応について」
- (3) その他

【配布物】

- 【資料1】 不燃ごみ7種9分別収集モデル事業の概要について
- 【資料2】 諮問事項③ 意見集約
- 【資料3】 諮問事項③ 市の取り組み案等
- 【資料4】 舞鶴市廃棄物減量等推進審議会スケジュール
- 【参考①】 不燃ごみ7種9分別収集モデル事業 説明会用チラシ

【14時30分 開会】

田中主幹 定刻となりましたので、只今から「第9回舞鶴市廃棄物減量等推進審議会」を開会させていただきます。まず、事務局から本審議会の定足数についてご報告申し上げます。

本日の出席委員は12名で、市条例施行規則第5条第2項で定める過半数を超えておりますので、審議会は有効に成立しておりますことを報告させていただきます。

また、本日の議題の中には、非公開情報が含まれておりませんので、公開会議であることをご了承いただきたいと思ひます。

次に、資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

お揃いですね。

それでは、会議の進行につきましては、山川会長、よろしくお願ひいたします。

山川会長 それでは、改めまして、只今から第9回舞鶴市廃棄物減量等推進審議会を開催します。早速ですが議題に入りたいと思ひます。先ほども少し申し上げましたが、非常に大事な議論になると思ひます。是非活発な意見をいただきたいと思ひます。

【議題(1) 報告事項『不燃ごみ7種9分別収集モデル事業の概要について』

山川会長 それでは、議題(1)報告事項として、「不燃ごみ7種9分別収集モデル事業」の概要について事務局より説明をお願いいたします。

福田課長 それでは、議題(1)報告事項「不燃ごみ7種9分別収集モデル事業」の概要について、ご報告いたします。

資料1の2ページをご覧ください。前方のモニターでも同じものをご覧ください。

まず、不燃ごみ7種9分別収集モデル事業の概要についてであります。大きく分けて3点、分別区分の変更を実施することとしております。

1つ目は、ペットボトルの単独分別収集です。現在、「プラスチック容器類」として分別しているペットボトルを単独で収集します。また、ラベルをはがして、キャップとともに「プラスチック容器包

装類」として分別するよう変更します。

2つ目は、プラスチック製の包装・袋を不燃ごみで分別収集することです。現在、可燃ごみとして収集しているお菓子の袋やレジ袋などのプラスチック製の包装・袋を不燃ごみの「プラスチック容器包装類」に分別区分を変更し、リサイクルします。

3つ目は、食用びんを3分別に簡素化することです。これについては、審議会からの中間答申とは関係ありませんが、リサイクルプラザにおける現状の処理を踏まえ変更するもので、現在、食用びん類として、「白色」、「茶色」、「青・緑色」、「黒色」の4つに分別して収集していますが、その内の「青・緑色」と「黒色」を「その他」として分別区分を統合し、4分別から3分別に簡素化します。

3 ページをご覧ください。モデル事業実施の目的につきましては、地域の集積所や排出状況の検証、収集量の把握、収集運搬手法の確認、処理方法の再検討に加え、モデル事業の実施により、来年度本格実施を予定しております新たな分別区分の住民周知も図ってまいりたいと考えております。

なお、モデル事業の検証期間は3ヶ月としておりますが、今回のモデル事業は先行実施としても位置付けておりますことから、モデル地区では、検証期間後も、新たな分別区分による排出を継続していただくこととしております。

4 ページをご覧ください。実施時期、対象地域についてであります。先ほども説明いたしましたが、1日の排出状況の検証や収集量の把握、収集運搬手法の確認などを行うため、第2木曜日と第3木曜日が収集日になっている自治会すべてをモデル事業の対象地区として、8月の収集日から実施します。具体的には、第2木曜日のグループとしては、東地区（南舞鶴地区）の15自治会22か所で、8月9日から開始します。第3木曜日のグループとしては、西地区（余内地区など）の13自治会20か所で、8月16日から開始します。

5 ページをご覧ください。ペットボトルの分け方と出し方についてであります。これまで同様、まず、軽くすすぎ洗いをしていただき、キャップに加えラベルもはがしていただきます。外したキャップとラベルは、「プラスチック容器包装類」として分別します。そして、ペットボトルのみを透明な袋に入れて出していただきます。目印は、ペットボトルマークです。

次に6ページの「プラスチック容器包装類」の分け方と出し方につきましては、現在も「プラスチック容器類」に分別しているシャ

ンプーやインスタント食品の容器、トレー、発泡スチロールなどに加え、これまで可燃ごみとして分別していたお菓子の袋やレジ袋などのプラスチック製の包装・袋についても、不燃ごみとして分別します。そして、「プラスチック容器包装類」として透明な袋に入れて出していただきます。目印は、プラマークです。

なお、原則は洗って汚れを取ってもらいますが、洗っても汚れの取れない包装・袋は可燃ごみとして出していただきます。

7 ページをご覧ください。「プラスチック容器包装類」として、新たに分別の対象となるものは、プラスチックやビニールでできた袋や包装などで、具体的には、イラストにもあるように、詰め替え用シャンプーの容器やペットボトルのラベル、レジ袋、冷凍食品やお菓子の袋などです。その他にも、カップ製品のふた、衣類などの包装・袋、緩衝材、生鮮食料品のラップなども対象になります。

最後に 8 ページをご覧ください。モデル事業のスケジュールについてですが、まず、5月31日と6月4日に該当する自治会長向けの説明会を開催します。その後、別途お配りしていますモデル事業のチラシ等を活用して、対象地区の住民の皆様への周知を図ってまいります。また、要望があれば出前講座や説明会も行います。

そして、8月からモデル事業を実施し、11月には事業の検証を行い、来年度の早い時期には、全市域で本格的に実施する予定としております。

報告は以上ですが、お配りしておりますモデル事業のチラシには、もう少し詳しく記載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

山川会長 ありがとうございます。それでは、モデル事業についてご質問等ありましたらよろしく申し上げます。一応基本的なことは決まっているので、注意事項や運用上で何かご意見ありましたら申し上げます。

それでは私の方から2つ事務局にお尋ねします。1つ目は、「8月実施」というのは「8月の分別収集の日から新しい分別区分で集める」ということだと思っておりますが、そうすると、このモデル事業の対象の地域の方々には7月の不燃ごみの分別収集の日以降から、今まで可燃ごみの中に入れていた袋等を可燃ごみとして袋に入れて溜めていくという理解でよろしいでしょうか。

福田課長　　そうです。7月の収集日以降にそのように分別していただくよう、5月31日と6月4日に、まず自治会長を対象とした説明会を行い、6月中に該当する自治会の皆様に周知していきたいと考えております。

山川会長　　そういうふうにする前にモデル事業対象地域に話をしているということですか。

福田課長　　詳しくは今度の説明会で説明する予定です。

山川会長　　2つ目は、プラマークのついているものについては全て今回のプラスチック容器包装類の収集対象にするということでしょうか。

福田課長　　基本的にプラマークの付いているものは全て対象にしています。例外としましては、洗っても汚れが取れないものは可燃ごみとして排出してもらいます。

山川会長　　説明の時はペットボトルマーク・プラマークのことを強調されていなかったのですが、基本的にはマークに基づいて分別するというでしょうか。

福田課長　　チラシでは「目印はペットボトルマーク、プラマーク」と記載しております。説明会でもそのように説明をしていきたいと思っております。

山川会長　　分かりました。ありがとうございます。
他に何かご意見ございますか。

森委員　　食用びん類の所なのですが、青・緑、黒というのがその他に変わるといえるのでしょうか。

福田課長　　現在の分別区分では、青・緑びんと黒色びんを分別していますが、実際はそれらをその他のびんとしてまとめて処理しており、分別する必要がありませんので、統合して、簡素化するために変更したいということです。

山川会長　　基本は白と茶色とその他の3つの分別区分になるということですか。

か。

福田課長　　そうです。

山川会長　　白、茶以外のびんは全部その他で排出してもらおうということによろしいですか。仮に赤いびんを排出する際もその他として排出してもらおうということですか。

福田課長　　そうです。

山川会長　　分かりました。
他にご意見ございますか。

谷口委員　　このモデル事業対象地域にはどれくらいの方が住んでいるのですか。

福田課長　　まず、東地区では、約 3,500 人、西地区では、約 5,200 人です。世帯数を取りまとめた資料を今は持っていませんが、舞鶴市全体の人口は約 81,000 人です。また、モデル事業の選定については、不燃ごみの収集日の中で一番平均的な日を選んであります。その他にリサイクルプラザに近い地域、モデル事業を実施する上で効率的な収集ができる地域を選定基準としました。

山川会長　　舞鶴市の総人口のうち約 1 割ということによろしいですか。

福田課長　　そうです。

山川会長　　ありがとうございます。他にご意見ありますか。

西山委員　　チラシに分別のポイントについて記載されているところがあり、ポイント②のところにバランやストローなどについては可燃ごみとして出してくださいとありますが、なぜそれらは他のプラスチック容器包装類と違って可燃ごみとしてではないと出すことができないのですか。

福田課長　　今回、基本的にプラマークを目印として分別してもらおうようお願い

いしていきます。可燃ごみとして出さないといけない根拠としては、容器包装リサイクル法の対象になるプラスチック製容器・包装を対象としておりますので、バランやストローにつきましては対象外であるため、可燃ごみとして排出してもらうということです。

山川会長 法律で決まっているということです。

尾上委員 3ヶ月間の検証後についても、モデル地域は継続して7種9分別で不燃ごみの収集を行うということですが、仮に新しい分別区分での収集が著しく困難である場合は、中止にしないといけない場合もあると思います。また、検証した結果、再度検討してから本格実施したほうがいいということもあるのではないかと心配です。中止できないということを前提で実施してしまうと、地域の人達が困惑するのではないかと思います。検証した結果によっては、分別区分の見直しや本格実施日の延期についても考え方の1つとしてあるのかどうかというのを確認したいです。

山川会長 事務局からお願いします。

福田会長 モデル事業実施の目的としましては、先ほども説明しましたように検証することと併せて、先行実施という意味合い、また、住民への周知の意味合いもございませぬ。基本的には中間答申に基づいて実施しますので、新たな分別区分の見直しの方針を変える考えはございませぬ。ただ、パトロールなどで市民の皆様の意見を聞くことによって、より効率的な方法がないかということを考えていくためにモデル事業を実施するため、本格的に実施するかしないかを検証するためではなく、基本的には実施するという方向の中で、課題を見つけて、改善し、効率的な方法を見つけていくということです。

20年前に不燃ごみ6種9分別収集を実施した際につきましても、先行実施という形で地区の東西バランスを考えて、平成6年から当初10地区程度を選定し実施しました。それから、徐々に地区を増やしていき、3年後に全ての地区で実施した経過がございませぬ。今回についても当時の方法を参考にモデル事業を実施していく予定です。

山川会長 マイナーチェンジをすることは当然あるということによいでしょうか。

福田課長　　そうです。やり方によっては少し充実させたり、やりやすい方法にしたりといったことはしていきたいと思います。

山川会長　　最初の3ヶ月のやり方を変更せずに続けるということでは必ずしもないけれども、新たな分別方法でそのまま引き続きやってもらうということですね。

福田課長　　そうですね。

山川会長　　それでよろしいでしょうか。

尾上委員　　はい。

山川会長　　ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

青山委員　　2つほどよろしいでしょうか。1つ目は、この資料の中に京都府内でペットボトルを分けていないのは舞鶴市だけというふうに書いてありますが、京都市はカン、びん、ペットボトルと一緒に収集しています。でも一応、ペットボトルを分けているからそれを分別されているというふうに認識されているのだと思いますが、仮に表現として、京都市ではペットボトルを単独で収集していないよと言われた時に、ペットボトルは缶、びんと一緒に集めているけれども、ペットボトルは分けて処理しているというふうな言い方をする必要がありますかと思っています。

2つ目は、透明なビニール袋の話ですが、今、可燃ごみは舞鶴市の指定の袋でやっているということですね。しかし、プラスチック容器類やペットボトルを入れる透明な袋というのは、今のところ舞鶴市の指定の袋で出してもらうということではないですよ。だから、ここで正式に市として表明できるものかどうかは分かりませんが、将来的には舞鶴市の指定袋というのを作っていくべきではないかと思いますがいかがでしょうか。

福田課長　　今回、ペットボトルを袋収集にするか、コンテナ回収にするかというのを事務局内でも議論させていただきました。ただ、業者と収集時の効率を含めて議論した上で、今回については袋収集という形

でモデル的に実施するという方針に決定しました。今、青山委員がおっしゃったとおり、これまでの審議会においても、受益者負担の公平化の観点から不燃ごみの有料化、ごみ処理経費のあり方などの議論も出ておりますが、市で検討した結果、今回のモデル事業では袋収集にて実施したいと思っております。

先ほどの分別区分の件ですが、確かに京都市は資源ごみとしてまとめて集めておられまして、説明のニュアンスとして、確かに京都市を含んだ表現になっておりますが、京都市以外の市町ではペットボトルを単独で集めておられますので、そういうところを含めて表現をしております。

青山委員 ありがとうございます。

山川会長 その他プラと分けて収集するということですね。

内海委員 今の件に関連した質問なのですが、現在、私の地域では市販のブルーの袋をほとんどの人が利用していると思います。私は説明を聞いて、透明袋はどこで販売しているのかという疑問があります。ですので、今おっしゃっていただいたように、市の指定袋を早急に考えていただいた方がいいのではないかと思いますので、ご検討ください。

山川会長 ありがとうございます。指定袋の中でも手数料を乗せない指定袋というのがあるのですが、有料化に先行してそういうものにするということもあり得ないことではないと思います。しかし、タイミング的に今からだと少し間に合わないかもしれませんので、もしもそのようにするのであれば少し議論した上でそのような話を出して、何年かかけて少しずつ準備をする必要があると思います。

ちなみに、スーパーで透明の45リットルとかの袋は現状で販売されているのかを事務局の方で調べていたら教えていただけますか。

内海委員 私も見たことがないので教えて下さい。

福田課長 私も市内のスーパーで見ただけなのですが、透明の袋は何種類もあり、強度などによって値段が違いますが、ブルーの中が見える半透明な袋と比較的変わらない値段で販売されておりました。

山川会長 よく使われる 45 リットルとか 30 リットルのものですか。

福田課長 そうです。

山川会長 分かりました。ありがとうございます。

藤原委員 ストローとかバランといったものは可燃ごみで出すということですが、逆に今度不燃ごみに変わるものでプラマークが無い野菜ネットとか緩衝材などの見分け方はどこですればいいのでしょうか。

山川会長 基本的には商品を包んでいるものは容器包装なので、ネット程度でも包んでいれば容器包装です。それが基本です。多分ラベルとかにはマークが入っていて「ネットはプラです」というように書いてあると思うのですが、直接それに貼れないものや印刷できないものはどこかにまとめて印刷してあることが多いです。ちょっと分かりにくいかもしれませんが、ある程度はそれを参考に出来ると思います。

何か事務局の方で補足があればお願いします。

福田課長 例えば緩衝材ですと、それを入れている段ボールの商品を紹介しているところにそういったことが表示してあったり、ネットなどでも商品名が書いてあるところに表示してあったりします。また、衣類を買ったときなどでは、衣類を入れた袋の底をめくったところや少し分かりにくいところに表示してありますが、事務局で調べた結果、サンプルについては基本的にはどこかに書いてあることがわかりました。

山川会長 それが容器包装かどうかを少し考えて、容器包装だったらプラに入れるというのが基本になると思います。

西山委員 透明袋の話が出たのですが、これは検証用ということではなく、将来、透明袋になっていくということですか。今、皆さんはブルーの袋をたくさん使っておられます。また、プライバシーの件がこれまでも意見として出ていたと思いますが、あくまでも検証用ということではなくて、将来も透明袋に入れて出してもらうということでは

すか。

福田課長 例えば、ペットボトルのラベルがはがれているのかどうかといったことが半透明の袋だと確認できないことがあるので、今回は透明袋で始めるということです。基本的には、本格実施時についても透明袋で出してもらおうよう考えております。しかし、そのあたりもモデル事業を実施していく中で整理をしていきたいと考えております。

山川会長 全国的に可燃は半透明の袋、不燃・資源は透明の袋で出している地域が多いのが現状です。
他にいかがでしょうか。

田中委員 私は舞鶴市外に住んでいたこともあり、これについてはイメージとしてできると思うのですが、初めて取り組むとなると相当現場の人は混乱するだろうなと思いますし、市民の中にも困る人が出てくると思います。ペットボトルのラベルをはがす作業は私でもできたので皆さんもできると思うのですが、最初は大変だろうなと思います。

山川会長 プラスチック容器包装は雑紙の分別と同じで色んな種類があり分別が大変だとは思いますが、自治体数で言うと約7割から8割の自治体が導入しているので、できないことはないだろうと思いますが、最初の頃は色々と困ることが多いと思います。また、舞鶴市の場合、集積所に立ち番の方がおられますので、まずは自治会の役員の方にしっかり伝えてそういうところでサポートをいただくことと、自治体の方で問い合わせについて十分準備をしていただいで対応いただければと思います。今回、約1割の方たちへのモデル事業実施の中で色々課題・疑問が出てくるとは思いますが、この場に出てきた意見もおそらく出てくるとは思いますので、どう対応するかを十分検討して準備していただければと思います。

品田委員 今、モデル事業の先行実施の説明を聞いて、モデル事業を実施するというのは、その指定されたモデル地域でどういうふうにごみが集まるのか、どのように分別がされるのかといったことを検証していくために実施するというふう理解していたのですが、その中で出てきた配慮する点などを見つけ出して、改良点などを検討してい

くということと、モデル事業そのものが本格実施することへの周知の意味合いも含まれているということで理解すればいいのでしょうか。

福田課長 品田委員のおっしゃったとおり、そういった目的でモデル事業を実施したいと考えております。

山川会長 ありがとうございます。その他に何かありますでしょうか。

木谷委員 モデル地域の件ですが、3ヶ月間は、各自治会にお任せで実施するのですか。例えばパトロールをするとか、何人かの職員が集積所に一緒に立つとかもなく、自治会に説明をしたら後はお任せし、実施していくのですか。

福田課長 お願いしっぱなしというふうには考えておりません。全ての集積所に市の職員が立つというのは難しいのですが、パトロールなどによって、現場を見ながら必要に応じて指導させていただいたり、ご意見を聞いたりしていきたいと考えております。

山川会長 ありがとうございます。数的に全部を回るとするのは難しいとは思いますが、少しでもケアができればと思います。
他にいかがでしょうか。

内海委員 透明袋で排出してもらおうということですが、これは絶対条件ですか。これまでのブルーの袋に入れてあるものは収集しないということまでは考えておられないとは思いますが、当初はどのようにされますか。

福田課長 モデル事業説明会の中では透明袋で出していただくように説明していきますが、半透明の袋で出てきたからといって、取り残しをするようなことは考えておりません。ただ、黒い袋などで出てきた場合などは、これまで通りの対応をさせていただきますが、半透明の袋については柔軟に対応していきたいと考えております。

山川会長 ありがとうございます。他はいかがでしょうか。
それでは時間のこともありますので、何かありましたら事務局に

お気づきの点などご連絡いただければと思います。

【議題（２）諮問事項③ ライフスタイルの変化や高齢化などへの対応について】

山川会長　それでは、次の議題に進みたいと思います。議題（２）諮問事項③「ライフスタイルの変化や高齢化などへの対応について」事務局の方から説明をお願いします。

福田課長　それでは、議題（２）諮問事項③の「ライフスタイルの変化や高齢化などへの対応」について、ご説明いたします。

本日は、前回の第８回審議会までに委員の皆様からいただきましたご意見の内容を改めて集約し、諮問事項③に対する様々な意見等を資料２で整理させていただきましたので、その内容をご確認いただきますとともに、皆様からご提示いただいた諸課題に対する今後の市の取り組み案についてご説明させていただき、皆様のご意見をいただきたいと考えております。

次に、本日の議事の進行についてご説明いたします。

資料３の２ページをご覧ください。なお、資料３につきましては、前方のモニターでも同じものをご覧ください。

これまでの審議会でも委員の皆様から提示されましたご意見を

- １．立ち番と集積所の管理
- ２．排出困難者への対応～戸別収集～
- ３．排出機会の確保（①拠点回収 ②収集回数）
- ４．地域コミュニティの維持・活性化

の大きく分けて４項目に整理いたしました。

その項目ごとに、皆様からいただいたご意見や課題を整理したものが、資料２「意見集約」でございます。

そして、それぞれの項目に対応する市の取り組み案をまとめたものが、資料３「市の取り組み案」の４ページ以降でございます。

本日は、項目ごとに、まず、ご意見や課題について資料２でご説明し、引き続き、その項目に対応する市の取り組み案について、資料３及び前方のスクリーンでご説明したのち、委員の皆様にご意見交換を行っていただきたいと考えております。

それでは、まず、「１．立ち番と集積所の管理」にかかる意見集約について、ご説明いたします。

資料２の１ページをご覧ください。これまでの審議会の意見としては、大きく４つの課題が挙げられました。

まず、1つ目の『立ち番など自治会で行う集積所管理に関わることが難しい世帯がある』についてであります。「高齢世帯や単身・共働き世帯では、不燃ごみ集積所の立ち番に参加することが難しい」、「自治会によっては、時間の短縮や立ち番の交代など工夫されているケースもある」などの意見が出されました。

次に、『地域活動の担い手が減少する中、負担軽減を検討する必要がある』につきましては、「近い将来、自治会の担い手が減少し、活動を維持できなくなることが予想される」、「自治会に加入しない人が増えており、その結果、排出困難者が増えている」、「工夫すれば立ち番が必要な状況ではなくなる」、「ごみの種類によって曜日を変えれば、負担が軽減できる」などの意見が出されました。

次に、『立ち番が果たしているその他の役割』についてであります。「立ち番が高齢者のごみ出しを支援している」、「立ち番の実施により、ごみ分別の理解が深まり、市民に定着してきた」、「地域活動の中で、担い手を育成する取り組みも必要」などの意見が出されました。

最後に、『可燃ごみの集積所の課題』につきましては、「自治会では、不燃ごみだけではなく、可燃ごみ集積所の管理も行っており、負担を負っている」などの意見が出されました。「1. 立ち番と集積所の管理」にかかる意見集約の説明は以上でございます。

引き続きまして、これらのご意見・課題に対する市の取り組み案について、ご説明いたします。資料3の4ページ、もしくは、前方のスクリーンをご覧ください。

不燃ごみ収集日の立ち番の負担について考えられる市の取り組み案についてであります。1つ目は、立ち番の配置は、地域の事情に応じて自治会の任意によるものとする。なお、任意化のタイミング等は別途検討することを挙げております。一律に立ち番をやめるのではなく、地域の実情に応じて、新たな分別が徹底し、取り残しも無くなった段階で、自治会の判断により任意に切り替えていただくように考えております。

次に、2つ目は、地域でのごみの減量・分別の学習の機会として、出前講座の活用を積極的にPRしたいと考えております。これまでから、市では、市政の現状を職員が地域に出向いて分かりやすく説明する「まちづくり出前講座」を実施しておりますが、全部で100品くらいあるメニューの中に「ごみ減量～私たちにできること～」があります。一部の地域では、出前講座を活用されているところもあ

りますが、今後も引き続き、積極的にPRしていきたいと考えております。

5 ページをご覧ください。市で考えられる取り組み案につきましては、先ほど説明いたしました。ここからは、立ち番にかかる経過や現状につきまして今一度おさらいしたいと思います。

まず、平成10年の不燃ごみ6種9分別収集実施の際に、当時の自治連・区長連協議会の会長に座長を務めていただいていた「舞鶴市ごみ減量対策懇話会」から市に提出された『舞鶴市のごみ減量を図るための提言』において、早急に実施すべき具体策の中に、不燃ごみの収集方法の見直しを実施するにあたっては、自治会において、当番制などによる指導員を選出し、集積所の管理の適正化を図るよう提案があり、市としましても、集積所の管理や分別の徹底などの観点から、自治会の皆様に立ち番を依頼し、ご理解とご協力のもと、今日まで引き継がれているところであります。おかげをもちまして、不燃ごみ6種9分別収集の開始から20年が経過した現在におきましても、ごみの分別や排出状況が乱れることなくごみの減量・資源化が図られているものと考えております。

また、現在でも、自治会が新たに発足した場合や住民の増加など地域の事情により、不燃ごみ集積所を新設される際には、該当自治会に立ち番の配置を依頼しております。

6 ページをご覧ください。不燃ごみの収集までの流れをまとめております。

自治会により異なりますが、だいたい6時や6時半頃に、まず、自治会で看板やコンテナなどの資材を配置していただき、集積所でのごみの排出がスタートとなります。その後、排出終了時間のだいたい8時頃まで立ち番をお世話になっております。その間、ごみの分別指導のほか、ごみ出し支援、びんの選別、整頓、異物除去、不法投棄防止、資材の適正使用、飛散防止などをお世話になっております。その後、収集業者により不適物除去、小型家電の分別、びんの分別などを行い収集します。また、取り残しごみにつきましては、約1週間集積所での周知を行い、原則排出者に自主回収していただくこととしておりますが、それでも難しい場合は、自治会から連絡を受けて市で収集しております。

7 ページをご覧ください。不燃ごみ集積所の状況についてですが、集積所は、原則、各自治会において決めていただいておりますが、1つの自治会に1～数か所の集積所があり、市内全域で495箇

所あります。一日あたり、約 25 箇所の集積所のごみを収集していることとなります。

8 ページをご覧ください。ここでは、立ち番を任意とする部分についてまとめております。

先ほども説明いたしましたが、看板やコンテナの設置は、ごみの排出時間までに必要となります。これについては、立ち番を任意に移行し、自治会の判断で立ち番を辞められた後も、各自治会においてご準備いただきたいと考えております。あくまでも、任意とする部分につきましては、ごみ出しの指導など赤の点線で囲んだ部分となります。地域の事情に応じた取り組みに移行していただくようお願いしたいと考えております。

9 ページをご覧ください。茨城県日立市での立ち番の簡素化の事例です。日立市でも、ごみ出しの時間帯に立ち番を配置されておりましたが、市民から簡素化の要望もあり、平成 28 年 4 月から当番による分別指導をなくされましたが、看板や資材の配置、集積所の管理は従来どおりとされております。

10 ページからは、集積所での不適正やトラブルの事案を紹介しております。

まず、収集できないごみの取り残しの対応についてであります。市内 495 か所の不燃ごみ集積所で、年間約 5,500 件収集できないごみが排出されており、取り残しております。1 か所あたり年間約 11 件となります。なお、取り残しとなったごみの約 9 割は、排出者もしくは自治会で処理されており、残りの約 1 割を市で収集しております。取り残しが多い品目としては、中身入りの瓶や缶詰となっており、中には、注射器や薬品、危険物が排出されるケースもあります。

11 ページでは、収集できずに取り残したごみを改めて記載しております。中身入りのびんや缶詰めのほか、布団・衣類、貝殻などが多く排出されています。

12 ページは、分別資材を全く使用せずに排出しているケースです。

13 ページは、分別資材を適切に使用していないケースです。

14 ページは、びん用のコンテナに有害ごみを入れているケースです。

15 ページのように、中には、注射針や事業系ガスボンベが排出されるケースもあります。

16 ページをご覧ください。過去には、排出されたバッテリーやカ

セットコンロのボンベが原因で発火し、火災となった事例もありました。幸い大きな火災にはなりませんでしたが、大変危険です。

17 ページでは、引っ越しごみや粗大ごみが排出された事例を紹介しています。

18 ページでは、その他のトラブル事案を紹介しています。中には、アルミ類などの資源ごみをお金になるからといって集積所から盗んだり、事業系ごみが排出されたり、立ち番終了後に排出されたりするケースも見受けられます。

19 ページをご覧ください。不燃ごみだけでなく、可燃ごみ集積所につきましても、各自治会に管理をお願いしており、約 370 自治会において、市内全域で約 2,500 箇所の集積所の管理をお世話になっております。また、収集できない取り残しごみは、年間で約 2,900 件あり、その半分が不燃ごみの混入や 90 リットルサイズのごみ袋の使用などでした。可燃ごみ集積所では、カラスよけ対策として、ネットの配置や片付けのほか、取り残しごみの対応など、様々な管理を自治会でお世話になっております。

20 ページをご覧ください。「1. 立ち番と集積所の管理」についての市の取り組み案を改めてまとめております。立ち番は任意として、適正排出・分別はこれまでどおりと考えております。

資材の配置や、分別排出等の管理はこれまでどおり自治会で実施していただき、不適正排出などの事案、助け合い・支え合いについては、地域の事情に応じて実施していただきます。なお、資材の適切な使用や、分別が不十分な事例もあるため、適正な秩序維持が図られない場合は立ち番の配置も必要と考えております。そして、今後、集積所の設置や管理のルールの明確化を検討していきたいと考えております。

「1. 立ち番と集積所の管理」についての市の取り組み案の説明は以上でございます。

山川会長 ありがとうございます。立ち番、集積所関連のご意見、それに対するご提案が主に最後のスライドにあると思いますが、加えて従来立ち番、集積所管理というのがごみの学習になっていたのですが、それは出前講座を使って補っていくという提案です。以上についてご意見をいただきたいと思います。

まずは資料 2 のとりまとめについて、何かご意見がありましたらいただけたらと思いますが、このまとめ方で問題があるとか、ちょ

っと重要なのが抜けているとかありましたらいただけたらと思います。

(意見なし)

それでは次に市のご提案についてご意見いただけたらと思います。

田中委員 立ち番の人の役割は大切なのですが、出す側のモラルというのが問われるという気がします。市役所の人ほどのあたりまで注意が出来るのですか。やっちはいけない事をやっている人がいた時に、立ち番の人ではなくて市役所の人で注意をすることはできるのですか。

福田課長 もちろん市で分別排出のルールを決めていますので、そのルールを守っていただくように指導することはさせていただきます。

山川会長 基本的におそらく現場を見ることは難しいと思いますので、まずは取り残しということになります。また、取り残しの際は、シールとか貼っているのですか。

福田課長 貼っております。

山川会長 では、取り残しをすることで問題がありますということ伝えて、それを収集するかどうかについては自治会の中でどこまでやってもらえるかということになるのではないかと思います。悪質な場合、自治体によっては、袋を開封して中身のものから個人を特定して注意をするケースがありますけれども、今の段階でそういうことを何か舞鶴市では検討されていますか。

福田課長 まず、取り残しについては、取り残しの理由を印したシールを貼り付けて一定期間集積所に置いております。先ほども説明しましたが、排出者が自ら持ち帰っていただけたらいいのですが、それも含めて自治会で処理をしていただいているのが現状です。市としては取り残しごみを後日回収に行くのが、約1割程度となっております。

なお、不燃ごみにつきましては、出してはいけないものが出ている場合、自治会長さんから相談を受けて、袋を開けて中身を確認しても、排出者の特定は難しいです。ただ、可燃ごみについては、仮

に集積所に出されていたり、どこかに不法投棄されていたりする場合には中身を確認して排出者を特定できるものについては指導させていただくケースがあります。

山川会長 ありがとうございます。確かに不燃ごみというのはなかなか個人を特定するものが入っていないことが多いので、特定するのは難しいと思います。他に何かありますでしょうか。

谷口委員 立ち番が任意になった場合は、自治会に支払われている報奨金について、自治会内で立ち番の人に出したりとか出さなかったりとかする状況はどのようになると考えていますか。

福田課長 市としましては立ち番に対する報奨金はお支払いしていません。立ち番については自治会に集積所の管理と併せてお願いしておりますが、仮に自治会の予算の中で立ち番に報奨金を出されているということであれば各自治会でご判断いただくことになると思います。

山川会長 市からは、自治会に対して、立ち番実施に関する支援金が出ているというわけではないのですね。

福田課長 市から自治会に対して出しているのは、自治振興交付金というもの世帯割で出しているのですが、それは立ち番に対して出しているものではありません。この交付金は来年度以降どういう形になるか分かりませんが、立ち番が任意になることによって交付金額の増減に影響はございません。

山川会長 決して何かが変わることはないということです。よろしいでしょうか。
他に何かございますか。

木谷委員 取り残しの件で、私は市が取りに来ていただけることを知らなかったのですが、自治会としては、置いてあるものをそのままずっと一週間置いておくと、いたずらされるとかの危険性を懸念して自ら処理していると思うのですが、やはり、この一週間という期間はこれからも変わりなしなのでしょうか。はじめから、少ししたら取りに来ていただけるよというのがあれば、自治会としてもありがたい

と思います。私が自治会の役員をしている時に取り残されたごみを2日程置いていましたが、出した人は取りに来なかったので、これが一週間であっても変わらないのだらうなと思うのですが、そのあたりはどのように考えていますか。

福田課長 市としましてはルールに基づいたものを回収しております。その原則に基づいて、例え、排出者が取りに来られなくても、取り残されているのを見るだけで少し意識は変わるかなという期待をしておりますので、一定期間置かせていただいて、その後、ご相談に応じて収集をさせているということですが、ただ、例えばそれが危険物であったり、飛散する状況であったりするときは、各自治会から相談いただいて市の方ですぐに収集させていただくケースもございます。

山川会長 何かを伝えるというのは必要だと思います。置き置きというのは、微妙な問題を含んでおりますけれども、とりあえずそのように対応しているということです。一週間というのは次の収集日に取りに行くというのではなくて、一週間経ったら取りに行くということではなかったですか。

福田課長 そうですね。自治会の方から要望があれば大体一週間程度置かせていただいて、取りに行っております。

山川会長 分かりました。
私の方から1つ確認ですが、任意化のタイミングは別途検討するということでしたが、新しい分別が定着して取り残ししなければいけないものがそれ程無くなってきたら任意化を検討する、というニュアンスと思うのですが、そういうことでよろしかったですか。

福田課長 まずは新しい分別区分を定着させることが大切と考えております。その様子を見ながら任意化のタイミングを検討していきたいと思っております。

山川会長 そうはいうものの非常に問題がある地域については、特に置いてもらう様に市から自治会に依頼するということですか。

福田課長　　そうです。

山川会長　　そうしましたら、いくつか意見がありました。基本的にご提案通りで良いという意見でよろしいでしょうか。

(異議なし)

山川会長　　ありがとうございます。

山川会長　　それでは次に 2 番目の排出困難者への対応につきまして事務局より説明をお願いします。

福田課長　　それでは、「2. 排出困難者への対応（戸別収集）」にかかる意見集約について、ご説明いたします。

資料 2 の 2 ページをご覧ください。これまでの審議会の意見としては、大きく 3 つの課題が挙げられました。

まず、1 つ目の『公的サービスと地域力のバランス』についてですが、「介護保険導入当初、ヘルパーを積極的に利用した結果、地域力や家族力が低下した側面もあり、お金を払えばよいと考える人が増えている」、「排出困難者対策としての戸別収集が地域力の低下を招くおそれがある」、「地域力を低下させない仕組みや工夫を十分に検討してほしい」などの意見が出されました。

次に『ホームヘルプサービスとの連携』についてですが、「ホームヘルプサービスの時間帯とごみ出しの時間帯が合わず、ごみの適正排出に支障が生じている」などの意見が出されました。

最後に、「急病やケガでごみ出しできない時」についてですが、「身体に障害がある単身世帯や、病気やケガにより体力が低下している場合には、どのようにすれば安全にごみ出しできるのかが課題になっている」などの意見が出されました。

「2. 排出困難者への対応（戸別収集）」にかかる意見集約の説明は以上でございます。

引き続きまして、これらのご意見・課題に対する市の取り組み案について、ご説明いたします。

資料 3 の 22 ページ、もしくは、前方のスクリーンをご覧ください。排出困難者への対応としての戸別収集について考えられる市の取り組み案についてですが、民間事業者による有料での戸別収集

の活用が考えられます。なお、受入れ体制等の詳細については、市福祉担当部局と民間事業者との調整が必要となります。第8回の審議会でも紹介しましたが、現在でも一般廃棄物収集運搬許可業者による戸別収集は、個人での利用が可能です。

23 ページをご覧ください。これは舞鶴市地域福祉計画の体系図です。誰もが住み慣れた場所で安心して心豊かに暮らすことができる地域づくりを目指し、人権の尊重のほか、自立生活の支援、支え合いの社会づくり、地域力の創造を基本理念に掲げており、ごみの観点でも、このあたりを基本にアプローチしていく必要があると考えております。

24 ページをご覧ください。現在の高齢者の保健・福祉サービスの状況についてであります。65歳以上の人のうち、介護保険の要介護認定で、日常的に介護が必要な「要介護1」～「要介護5」の人のうち、介護保健サービスの「訪問介護」を受けている人が、平成28年度で547名となっております。また、市が行う介護予防・日常生活支援総合事業として、介護保険の要介護認定で、比較的状态が軽く生活機能が改善する可能性が高い「要支援1・2」の人、または、認定はされていないが「基本チェックリスト」で生活機能低下が認められた人のうち、介護予防・生活支援サービスの「訪問型サービス」を受けている人が267名となっております。

25 ページをご覧ください。次に障害福祉サービスの状況についてであります。障害手帳を持っている人全員、いわゆる障害程度区分が1～6の人のうち、自立支援給付サービスの「居宅介護（ホームヘルプサービス）」を受けている人が131名となっております。

26 ページをご覧ください。他市における介護認定者と排出困難者との割合を参考に、舞鶴市の介護認定者数から本市の排出困難者数を算定すると、約200～230名と推定されます。結果的に、先ほどの舞鶴市のサービス利用者と比較すると21～24%となりました。こうした潜在的な排出困難者への対応についての検討が必要であります。

27 ページをご覧ください。ホームヘルプサービスとごみ出しの問題についてであります。ごみの分別は買い物や掃除などと同様に自己負担のある生活支援施策の中で実施されており、独自に「ごみ分別」のみ実施することは、行政サービスとしての効率性に欠けることが挙げられます。

また、生活支援や家事支援を受けている世帯では、ホームヘルプサービスの日時と、ごみ出しの日時が合わないことが課題となって

おります。

28 ページをご覧ください。支援の方法を検討するに当たって、介護保険や障害福祉サービスでは、1～2 割の一部自己負担が基本で支給限度額があることを考慮する必要があります。

舞鶴市の「高齢者の保護・福祉サービス利用の手引き」にも、「できないことは支援を受け、本人でできることは自分で行う」、「家族、近隣、友人、ボランティアによるインフォーマルサービスを取り入れながら、地域とのつながりを持つことが大切」と記載しておりますことから、市の施策として実施するごみ出しについても同じ考え方で、助け合い、支え合いの仕組みを維持し、育む工夫が必要であります。

29 ページをご覧ください。排出事業所への戸別収集の民間事業者による実施にあたっては、高齢者世帯や障害者世帯向けのサービス提供に向けた各種調整や検討が必要となります。また、福祉関係事業者に対してや、例えば、舞鶴市発行の「暮らしの便利帳」など関連パンフレットなどによるごみ収集サービスの紹介も検討する必要があります。

「2. 排出困難者への対応（戸別収集）」についての市の取り組み案の説明は以上でございます。

山川会長 ありがとうございます。それでは先ほどと同様にまずは資料 2 のとりまとめについての確認からいきたいと思います。この 3 点に取りまとめていただいておりますが、何か不足する点等がありましたらよろしくお願いします。

(意見なし)

山川会長 それでは、これに対する市からのご提案ということですが、基本的には分別の部分はずで生活支援の一環としてヘルパーがやっているということなので、その部分についてはそのままを想定しているということです。しかし、そのごみを出すところで課題が出ているので、そこについて有料の事業者による戸別収集の活用を想定しているということです。ただし、一定の自己負担は求める形とし、福祉の方と連携しながらやっていくというご提案だったかなと思いますけれども、こういった方向性についてご意見・ご質問等いただければと思います。

それでは、最初に私の方から質問ですけれども、先ほどの説明で地域力とのバランスが1つの課題として挙がっていましたが、これについては大々的に広報するのではなく、例えばケアマネージャーのような福祉の担当者を通じて、必要なところに伝えられるような仕組みを模索することでバランスを取る、という理解でよろしいでしょうか。

福田課長　　そうですね。広くPRするのではなくて、例えば、先ほど紹介した舞鶴市の福祉関係の「暮らしの便利帳」のようなターゲットを絞ったパンフレット等への掲載や福祉担当部局とかヘルパーを派遣している事業者とか関係団体と協議するなかで周知していきたいと考えております。

山川会長　　ありがとうございます。他に何かございますか。

田中委員　　排出困難者と言えば、障害のある方とか高齢の方を指すのですか。

山川会長　　私の理解としては、障害や高齢などの排出困難と、ライフスタイルでの排出困難とは分けて考えて、前者は今ここでやっていて、後者は、どちらかというところ「3. 排出機会の確保」の方で対応するイメージと理解しているのですが、それでよろしいですか。

福田課長　　その通りです。また後で説明しますが、排出時間の難しい方については、排出機会の確保で検討していくということです。この戸別収集については、まず高齢者や障害がある方に向けた課題や周知の方法をまとめております。

山川会長　　「2」の方はそちらに絞って議論して、排出困難者全体についてはもっと色々ありますけれども、障害のある方、高齢の方に焦点を当てて「2」の所では議論しているという整理ですね。

福田課長　　はい、そうです。

田中委員　　お金が無いとか身動きが取れないという人は、排出困難者の中にいらっしゃるのですか。有料サービスが受けられないことができない位の人っていうのはいらっしゃいますか。

山川会長 それは経済的に厳しいということでしょうか。その辺はどうでしょうか。

事務局 まず今ご質問をいただいた件ですが、今想定しております毎月の収集に要する利用者の負担額は、使い方にもよりますがおそらく1,000円から2,000円になるという様に考えております。福祉の方と協議をしておりますと、生活困窮世帯はありますけれども、この収集費用にお金を掛けることができなければ、別の福祉サービスの方で手当てされるべき状態にあり、市の関わり方ももっと別の形になってくるという見解です。

山川会長 私は福祉の方は不勉強なので確認ですが、福祉の介護保険とか何かサービスを使う場合にご負担があるということですが、そういった生活困窮の方については自己負担が免除されるということがあるのでしょうか。

木谷委員 生活保護の対象になっていないと免除というのはありません。

山川会長 生活保護の対象になっていれば、そちらの方でケアされるというのはあるということなので、そういった生活保護の対象となっていれば別の形で手当てされて、そうでなければ、有償であるということです。ここが重要なポイントであると思います。よろしいでしょうか。

青山委員 今回の1,000円から2,000円というのは月額ですか。

事務局 そうです。月額でだいたいそれくらいと今のところ想定しています。

青山委員 それは、排出困難者の方と民間の事業者で直接契約してもらうということでしょうか。

事務局 今ただちにそのサービスをご利用いただく場合は、そういう契約になります。市としては、高齢の方や障害がある方が直接契約行為をお願いしたりすることが難しいのではないかとということで、もっ

と簡便な方法がないか今後検討してまいりたいと考えております。

青山委員 民間の契約ですと、そういうのを騙って悪いことをする業者が出てくるかもしれないので、その辺は気をつけた方がいいのではないかと思います。

山川会長 可能であればケアマネージャーが色々な福祉サービスを選んでご提案する中でこういうサービスが入ってくるイメージがいいのかなと思いますが、あまり誰彼とやってくると、話がややこしくなるように思います。ありがとうございます。
他にいかがでしょうか。

尾上委員 コマーシャルをしていって周知をしていくことで、利用者のパーセンテージが増えていくという可能性を考えておられるということなのですが、その時に対応ができる体制になっていないと対応が難しいのかなと思うのですが、そのあたりの業者の収集能力等の潜在的なゆとりはあるのですか。

山川会長 要するに、200件とかごみの収集依頼があった場合に許可業者の方が対応できるのかということですね。

尾上委員 収集が増えてくると、対応できなくなって変な業者が入りやすくなっていくという話になってくると思います。

福田課長 市の一般廃棄物の収集運搬の許可を持っております業者は、市内に3社あります。先ほどの排出困難者を人数的に推定しました分についてですと、市として現時点では今の業者の体制でいけるものと考えております。

山川会長 それは、事業者と相談したうえで対応できるという話をもらっているということですか。

福田課長 まだ具体的にそういった調整はしておりません。今後、この審議会等の意見も踏まえて調整が必要になってきますが、現時点で把握している数字で推計しますと、対応可能であるということです。

山川会長 ありがとうございます。

谷口委員 介護保険サービスの訪問介護が 547 人で介護予防・生活支援サービスの訪問型サービスが 267 人であり、そこからの他市の事例と絡めて考えると、舞鶴市では 200～230 人が排出困難者であるというふうに理解しています。現時点で対応できる数というのがはじき出されているけれども、だいたい母数がどれくらいでというパーセンテージなどを勘案しないと、今後ますます高齢化が進んでいき、高齢者が増えていく中で、介護保険が現状のままの適用であれば、当然それに伴い増えていくと思います。そのようになっていく中で、はたしてこの数字のままでいけるものなのかなと思います。

山川会長 今後の高齢者の伸びを考えた場合にとということでしょうか。

谷口委員 はい。確実に高齢者が増えていく舞鶴市において、その形ができていくのか。また、3 社でまかなえるのか。230 件くらいの数さえさばけるような体制を維持していけば、当面は対応できる形を持てるのかが気になります。

山川会長 そのあたりは、いますぐお答えはできないのかもしれませんが、そこまで含めて事業者とは相談していただいて対応していくことになるのかなと思います。何かあれば、事務局のよりお願いします。

福田課長 あくまでも先ほどの数字は推計値であり、他市の割合をもとに、舞鶴市の要介護・要支援認定者数から推計したものです。実際、以前木谷委員に実情等についてお聞きしましたが、今推計している人数は、概ね実態に近いものとのことです。ただ、今後どの程度増えていくのかについては、それも加味していく必要があるとは思っております。

山川会長 その点十分注意した上で決めていただければと思います。

西山委員 分かっていないので、教えてください。29 ページにある「暮らしの便利帳」というようなパンフレット等で紹介してあるサービスというのは、65 歳以上で要支援や要介護の認定を受けていなければ使えないということですか。それがなくても使えるということですか。

認定を受けていない高齢者の方でも、そのサービスが 1,000 円とか 2,000 円ということになると、利用していく人がどんどん増えてくるのではないかと思います。

木谷委員 このパンフレットは、高齢であれば認定の有無関係なくお配りしているものです。

西山委員 認定とかは特に必要ではなく、高齢であればいいということですね。

木谷委員 高齢じゃなくてもお弁当とかのサービスが必要な方には、特に年齢関係なく配っています。ただ、全員に配るわけにはいかないのもので、私たちが作って配るという形でご紹介をさせていただいております。

西山委員 では、多少の負担であれば利用しようという方が増えてくるといことも考えられると思います。今、悪徳業者の話がありましたが、利用者のモラルについてもこれから利用者が増えてくると大変だなと思いました。

山川会長 ありがとうございます。その辺については、どこに載せると広がり過ぎるのか、どこだったらの確に必要所だけに周知できるのか、その辺の見極めがなかなか難しいと思いますが、そこを十分配慮した上で広がり過ぎない程度に周知するということが必要だと思います。

青山委員 以前議論が終わっている話かもしれませんが、高齢者の方々のごみ出しは、例えば家の前に置いておけばボランティアの方々が集積所まで運んでくれるというのをやろうかという議論もあったかと思いますが、なかったですか。

山川会長 そういう話は、緊急の時には必要と言っていたかもしれませんが、議論としてはなかったと思います。

青山委員 審議会の議論の中では言っていないですか。

福田課長 ボランティアという話は審議会の議論の中ではなかったと記憶し

ております。

青山委員　では、高齢者の方にヒアリングを行った時にそういった話が出たのかもしれませんが。排出困難者が家の前にごみを出しておけばボランティアの方々がごみを持って行ってあげるよという具体的な事例の話というのは舞鶴市ではなかったでしょうか。

山川会長　見守り隊か何かそんなものはありませんでしたか。

福田課長　市として把握している中ではそういったものはございませんが、各地域の中ではそういった支援をされているところがあるかもしれません。

山川会長　民生委員の方々と、そこまではやらないが、ボランティアで見回りをするとといった活動があるという話を以前聞いたことがあるのですが、それを舞鶴市として把握されているわけではないということですね。

福田課長　そうです。

山川会長　ちなみに先ほど少し触れていましたが、家から集積所まで運ぶところは、そもそも自分でやることだし機材とかも必要無いので許可業者でなくても運んでいいという整理を舞鶴市としてはされているということによかったでしょうか。

福田課長　そうですね。

山川会長　そこを本人ができない場合にはボランティアの人や場合によってはヘルパーにしてもらっても法律上は問題ないという整理でよろしいですね。ですので、そのようなボランティアの方がおられれば、そういったことも可能であるということによろしいですね。

青山委員　その場合、お金は払わなくてもいいということですか。

福田課長　ボランティアで地域の方がされている場合についてはそうです。しかし、先ほどもありましたように地域力の低下といった課題も出

てきておりますので、民間事業者の活用も必要だと考えております。

山川会長 ありがとうございます。他に何かございますか。

谷口委員 高齢者で特に排出困難な方の地域での暮らしを支えるにあたって、福祉の部門が生活全般に関わり、ごみの排出については生活環境課も関わっているという体制を見せていただくと、どちらの窓口でもこういった問題は解決してもらえののだなと市民の安心材料になる気がします。

山川会長 例えば、排出困難者支援グループみたいなものを作り、そこを窓口として行い、それぞれの部署と連携して実施してもらった方がいいのではないかということでしょうか。

谷口委員 地域の中で家の前に出しておいてくれば、その日の朝一緒に運びますという親切な人が舞鶴市にはいると思います。ですので、そういう人がどれだけいてどのように頼めば、どうにかなるかもしれないよというくらいまでは生活環境課も知っているみたいなのがあればいいと思います。また、民生委員が関わっている部門や包括がいなくても、生活環境課もちょっとは知っているというのがあると、横断的だなと感じます。

山川会長 ありがとうございます。ごみの分野だにごみ減量推進委員みたいなものを作ったりすることもありますけれども、そういった意味では排出困難者支援委員みたいなものを作って、登録してもらったらその人を行政としては把握することができるようになると思うのですが、そういった組織を作らないとなかなか難しいかもしれません。

しかし、いずれにしても今言ったような親切で近所の人がちょっと手伝ってくれるというのが見えて、場合によってはそういう方が近くにおられますからというふうに案内ができるように生活環境課がなればいいということですね。なかなか難しい部分もあると思いますが、少し検討していただくと良いと思います。ありがとうございます。

いずれにしても、あまりこの話が見えない形で終わるのではなく、見える形にしておいてもらうというのが大切だと思いますので、この排出困難者対策案の検討をよろしくお願いします。

それでは1点だけ確認をさせていただきます。ひと月あたり1,000円から2,000円という話がありましたけれども、月に何回のサービスをイメージされて1,000円から2,000円という話をされたか教えていただきたいと思います。

事務局 単身高齢世帯ですと、1人あたりのごみ量というのはすごく少ないケースが多いです。ですので、先ほど申し上げました金額というのは、週1回可燃ごみの収集と月1回不燃ごみの収集をお願いした場合、全部でだいたい1,000円から2,000円という値段になると考えています。

山川会長 もう1点確認したいのですが、これまで話してきた仕組みは高齢者とか福祉の一定の制度にのっている人が対象だと思います。一方で、最後の意見まとめのところ急病やけがでごみ出しができない時というのがあるのですが、今のやり方ではちょっと対応ができないと思います。例えばそういう人が生活環境課に電話をしたら紹介するとか、そのあたりの対応というのはどのような感じになりそうなのでしょうか。その辺については問い合わせをすれば対応するというのでしょうか。

福田課長 そうです。問い合わせがあれば対応していきたいと思います。

山川会長 そこはあまり、大々的にやるのではなくて、『何か困ったら生活環境課に連絡をください』という状態になっていて、その上で必要に応じて対応していくということでしょうか。

福田課長 そうですね。広くそれを周知するとみなさんがそちらに流れてしまって、通常の収集に支障をきたす恐れがありますので、その辺は慎重に周知していきたいと思います。

山川会長 ありがとうございます。そのような形でほぼご提案の内容について、問題だという意見は無かったと思いますので、原案をもとに今いただいた意見を注意しながら進めていくということによろしいでしょうか。

(異議なし)

山川会長 はい、ありがとうございました。
それでは次にいきたいと思えます。3つ目の「排出機会の確保について」事務局より説明をお願いいたします。

福田課長 それでは、「3. 排出機会の確保」にかかる意見集約について、ご説明いたします。

資料2の3ページをご覧ください。これまでの審議会の意見としては、大きく2つの課題が挙げられました。

まず、『排出困難者に関する課題』についてであります。「生活時間のごみ出しの時間と合わないなどの理由により、地域の集積所を利用できないケースがある」、「自治会未加入、プライバシーに対する懸念など、様々な理由により地域の集積所を利用しないケースがある」、「紙おむつ専用袋の配布場所が限定されており、利便性にかける」などの意見が出されました。

次に『ペットボトル、プラスチック製包装類に関する課題』についてであります。「プラスチック製の包装類などを分別収集すると資源ごみの量が増え、月1回の収集では少なく、家庭の保管スペースや集積所のスペースが確保されないおそれや衛生上の問題が懸念される」、「多くの市民が直接搬入によりごみを出している」、「収集回数少なさが、リサイクル率の低下と関係している可能性がある」、「収集回数の増加を検討すべき」、「地域事情によっては収集回数を増やす必要がない」などの意見が出されました。

「3. 排出機会の確保」にかかる意見集約の説明は以上でございます。

引き続きまして、これらのご意見・課題に対する市の取り組み案について、ご説明いたします。

資料3の31ページ、もしくは、前方のスクリーンをご覧ください。排出機会の確保のうち、まず、拠点回収についてであります。現時点で考えられる市の取り組み案としましては、1から4までの4つが挙げられます。

32ページをご覧ください。項目ごとに説明いたします。まず、1つ目の小売店での店頭回収についてであります。マイ・リサイクル店の登録店舗や取扱品目の拡充を図っていきたいと考えております。また、市民の排出機会の確保やごみ出しの利便性を高めるため、マイ・リサイクル店以外での店頭回収の状況を把握し、取扱品目な

どを市民に情報提供していきたいと考えております。

33 ページをご覧ください。2 つ目の拠点型の集団回収等についてですが、現在、集団回収は排出量も利用団体も減少しており、また、市が分別を推進しているその他の紙、いわゆる雑紙の集団回収の実績がないことから、既存の報奨金制度の見直しや拠点型の集団回収などにより、その他の紙の回収の活性化を図りたいと考えております。

次に 3 つ目の公共施設での拠点回収拡充についてですが、市街地に立地する公共施設を中心に、新たな回収拠点や回収品目の拡充に努めたいと考えております。また、4 つ目の紙おむつ専用袋の配布拠点につきましては、公共施設において配布拠点の拡充を図っていききたいと考えております。

次に排出機会の確保のうち、2 つ目の収集回数について説明いたします。

36 ページをご覧ください。収集回数について、現時点で考えられる市の取り組み案としては、排出機会の確保の観点から、ペットボトルとプラスチック容器包装類の月 2 回収集、可燃ごみとして排出されたプラスチック製包装類の取り残し対応、不燃ごみ集積所の移転や増設、ペットボトルとプラスチック容器包装類専用の集積所の増設の 3 項目が考えられます。

37 ページをご覧ください。プラスチック製包装類を不燃ごみとして収集することにより懸念される事項としましては、家庭での保管場所の問題、衛生上の懸念、不燃ごみ集積所の管理やスペースの問題が挙げられます。

38 ページをご覧ください。家庭での保管場所の問題についてですが、生活環境課の職員の家庭で実際にプラスチック製の包装類のみを試しに分別した結果、4人世帯で 45 リットルの袋で 1 ヶ月に約 3~4 袋という結果が出ました。これは、本市の可燃ごみの組成から推計した量とほぼ同じになります。また、近隣市での排出状況では、プラスチック容器包装類としては、1 ヶ月に 3.7 袋となっております。この結果を見ましても 1 ヶ月間保管する際の衛生上の問題や集積所のスペースの問題が発生することが分かります。

39 ページでは、収集回数とリサイクル率の関係を記載しております。

城陽市の状況では、ペットボトルを月 1 回から月 2 回収集に増やした際に、収集量が約 13%増加した結果が出ております。

その他にも、舞鶴市のごみ処理基本計画にも記載しておりますが、会計検査研究「市町村における家庭ごみ収集政策の実証分析」でも、収集頻度を月1回から月2回に増やした場合、約10%の資源ごみ収集量が増加したとされています。

40 ページをご覧ください。市の取り組み案の1つ目についてありますが、ペットボトルとプラスチック容器包装類の月2回収集の実施を検討したいと考えております。なお、実施時期につきましては、収集回数の拡充に要する事業費も考慮し、ごみの減量、資源化施策も含め総合的に検討していきたいと考えております。

41 ページには、前回の審議会の際に説明させていただきました京都府下各市のごみの収集回数の現状です。府内の各市と比較しましても、本市は、特に資源ごみの収集頻度が少ないことが分かります。

42 ページをご覧ください。市の取り組み案の2つ目としましては、実施時期は未定ですが、月2回収集の実施までの間は、家庭でのスペースや衛生上の問題を配慮した当面の措置として、プラスチック製の包装類が可燃ごみに混入している場合についても、「取り残し」はせずに、可燃ごみとして収集するよう考えております。

この項目の最後、43 ページをご覧ください。市の取り組み案の3つ目としましては、不燃ごみの分別区分の見直しに伴い、集積所のスペースが不足する場合、自治会から移転や増設の要望があれば、随時対応したいと考えております。また、ペットボトル・プラスチック容器包装類のみの集積所についても要望により検討したいと考えております。

「3. 排出機会の確保」についての市の取り組み案の説明は以上でございます。

山川会長 ありがとうございます。それでは同様にまとめのほうから確認させていただきますが、まとめの方について何かご意見ありますでしょうか。

青山委員 不燃ごみ分別収集のモデル事業を今回実施するという事なのですが、モデル事業ではまだ収集回数を月2回にはしないということですか。

福田課長 モデル事業では、通常月1回で実施したいと考えております。

山川会長 ありがとうございます。

次に市の提案というところでご意見いただければと思います。31ページの拠点回収の拡充、それと36ページの市の取り組み案3つが市の提案ということになりますが、何かご意見ご質問等あればよろしくをお願いします。

森委員 38ページのところで、プラスチック製包装類が1ヶ月に3、4袋出るということは、週に1袋は出るということなので、可燃ごみと同じ量が出るのかなと個人的には思います。その中で不燃ごみの収集回数を月1回から2回に増やすということですが、他市で月4回収集している所も半分ぐらいある中で、収集回数を2回にしても足りないのではないかと思うのですが、そのあたりはどのようにお考えですか。今後要望があれば回数を増やすということも可能性として考えておられるのですか。

福田課長 実際に我々職員もやってみたのですが、だいたい45リットルの袋だと3、4袋出ます。もしかするともっと多いかもしれません。しかし、結構嵩張るのでギュッとするともう少し少なくなると思います。いずれにしてもかなりの量が可燃ごみの中に、プラスチック製包装類が入っていることが分かりました。

実際モデル事業を実施する中で1日にどれだけの量が出るのかをしっかりと検証して取りまとめを行い、分析していきたいと考えております。

今回市の提案としましては、月2回収集ということで提案をさせていただいておりますが、今後審議会の皆様の意見等も参考にしながら、モデル事業の検証結果も含めて考えていきたいと思っております。ただ、そうなりますと事業費や自治会の集積所の確保の課題もございますので、その辺を総合的に検討していく必要があると考えております。

山川会長 いわゆる家庭ごみの嵩のうち6割ぐらいが容器包装で、そのうちの半分以上はプラスチック製容器包装ですので、可燃ごみの半分近くがプラスチック製容器包装であるというイメージで嵩的には考えていただいたらと思います。収集頻度が必要というのは、ここで声をあげていただけたらなと思います。

ただ一方で容器包装は減らそうと思えば減らせるものでもありま

すので、できるだけ減らして、無くしていくこと、使わないようにしていくことも大切なことかなと思います。ですので、両方の面から考えていただけたらと思います。ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

足立委員 店頭でリサイクルを推進するというお店があるじゃないですか。ごみを持って行ってもらう際の法律が結構あり、ややこしくてよく分からないのですが、店頭を持って行って引きとってもらうのはいいのですか。

また、商品を配達してもらえる会社でリサイクルというか持って帰ってもらうというのは駄目なのですか。

山川会長 下取りの形をとれる場合は、通常、商習慣的に了承が出るというのは1つあります。それから、業としてお金をもらって運ぶということは許可が無いといけないのですけれども、お金をもらわなければ基本的にはできます。買い取るということは少なくともできるということがあります。

それと、今おっしゃられていることは、宅配業者さんみたいなところが使ったものをまた持って帰るということですね。

足立委員 そうです。例えば、ごみを捨てに行けない家庭の中には、捨てに行けないだけでなく買いにも行けないから、こういうサービスを使って買っている方がいると思います。ですので、そのようなことができるのと先ほどの問題は改善すると思いますし、回収拠点を増やすことができるのであれば、そういうこともできないのかなと思いました。

山川会長 例えば、配食サービスを使っているところについては、そこで売ったものについては基本持って帰ってもらうというのが可能であるのかということですね。

足立委員 そういうことが可能であればと思います。

山川会長 それは、法律的には大丈夫です。なにか事務局の方であればお願いします。

福田課長 例えば、お弁当の入れ物とかを持って帰ってもらうことについては問題ないと思いますが、配食サービスを利用されたお客さんに、家から出たごみやペットボトルを持って帰ってくださいと依頼があった場合、それを回収する際は許可が必要になってくるので、基本的にできないということになります。

足立委員 例えばスーパーみたいなのところもあるじゃないですか。飲み物とかをオーダーしたら届けてもらえる会社とかもあると思うのですが、そういった所が、例えば、ペットボトルとか紙パックのお茶を持っていったから、それを引きとるというのは可能なのですか。

福田課長 自分のところで販売されたものを引きとっていただくというのは基本的に問題ないです。

足立委員 例えばそういったところを利用できると、家にごみが溜まりにくい仕組みができるのかなと思います。価格と、その業者があるのかどうかについては分かりませんが、そういうことを考えてもらったらこの問題は前向きに解決するのかなと思いました。

山川会長 それは、十分ありうるとは思います。しかし、強制はできないと思いますので、市の方からお願いをするという形で協力していただけたところにははしていただき、市は協力いただける所を紹介していくことで市民に周知していくことはできるかもしれません。しかし、これも紹介してよいと許可が出たらの場合です。それ以上のこととなるとちょっと難しくなるのかもしれませんが、可能性はあると思います。ありがとうございます。
他にいかがでしょうか。

青山委員 資料3の36ページの市の取り組み案2の所ですけれども、排出困難者の当面の措置として可燃ごみとして排出されたプラスチック製容器包装類の取り残しはしないということなのですが、これは排出困難者でない人がプラスチック容器包装類を可燃ごみの中に混入していた場合は取り残しになるのでしょうか。

福田課長 基本的に現場ではそういった判断は難しいので、当面の措置としては、このモデル事業を本格実施した後に取り残しをするという形

で対応していきたいと思います。ただ、周知の仕方をどうするかについては、もう少し検討が必要だと思います。取り残ししないということを前面に出しますと、結局は可燃ごみとして出される可能性がありますので、分けていただくことを原則として、汚れて不燃ごみに回せないものだけを可燃ごみに出してくださいという周知の仕方を考えていかなければならないと考えています。

青山委員　私は家でこれを担当しているのですが、やっているときによくプラスチック包装のところに紙のラベルが貼ってあったりすることがあります。そうすると紙のラベルがきれいに取ればいいのですが、なかなか取れないと可燃ごみでいいやと捨てている場合がよくあります。

京都市の方に尋ねますと、「それは可燃ごみとして出してもらっても燃やす時に結構火力が強くなる利点があるので構いません。でも、だからと言ってどんどんプラスチックごみを入れてもらっては困ります。」ということを言われたのですが、一応、同じような考え方でよろしいでしょうか。

福田課長　そうですね。プラスチック包装類についてはこれまでから焼却しておりましたので、同じような考え方になります。ただ、より資源化を図るため、容器包装リサイクル法に則ったリサイクルを図るという観点から分別区分の変更を考えておりますので、可能な限りと言いますか、基本的にプラスチック容器包装類として出していただき、どうしてもできない分だけ可燃ごみで出してもらうという対応をしていきたいと思っています。

青山委員　もう1つよろしいですか。プラスチック容器包装類は、業者さんが買い取ってくれるのですか。

福田課長　そうですね、プラスチック容器包装類として業者にリサイクルをお願いします。

青山委員　買い取ってもらっているということですか。

山川委員　ペットボトルについては若干お金が戻って来るのですが、プラスチック容器包装については無料引き取りとなっています。ただ、制

度の関係上、一定割合について自治体が支払う部分もあります。です
ので、買い取りではありません。

青山委員 プラスチック容器包装の種類はたくさんあるので、色んなものが入
っていると思います。これがきちんとリサイクルできているのかと
正直思います。実際にリサイクルはどのように行われているのです
か。

山川会長 色々なパターンがありますけれど、一番先進的なところでは、ま
ず光を当てて、物質がポリプロピレンなのかポリエチレンなのかポ
リスチレンなのかを判断して素材を分けて、材料としてリサイクル
するようなものもあります。

一方で、燃やすと言いますか、鉄鉱石から鉄を作る時に、酸化鉄な
のでその酸素をとるものが必要になります。それを従来は石炭から
作っていたのですが、近年では石炭の代わりに使うこともあります。
最近は色々なパターンがあります。

青山委員 一応再利用して使っているということですか。

山川会長 細かいところまで私は知りませんが使っています。ありがとうご
ざいます。

他に何かありますでしょうか。

谷口委員 ペットボトルやプラスチックとかの収集が月2回までなら可能で、
月4回は躊躇するところの理由は、事業費が大きいからです
か。

福田課長 まずは月2回で提案をさせていただいていますが、どうしても収
集事業費がかかってきますので、自治会の集積所の状況等も加味し
ながら皆さんからのご意見について検討していこうと思います。

例えば、不燃ごみすべてではなく、ペットボトル、プラスチックだ
けを回収するやり方が効率的なのかどうかなど、色んなことを検討
する必要があると思っております。このため、今回は現在の状況か
らすると月2回は必要と考え提案をさせてもらっています。

谷口委員 今、舞鶴市では月1回のみ収集しているということは、他の市に

比べて費用を少なく資源ごみを収集している状況なのですか。

他の市のように月4回、月2回で収集しているところと比較すると、ごみ収集にかかる費用も低く抑えて運用していたということですか。

福田課長 一律に低いとは言えません。地域の事情とか、集積所の数とか距離とか色々状況が変わってまいりますので、なかなかすぐに他市との比較はできませんが、現状の舞鶴市の事業費については適正な形で発注しております。ただ、現状から収集回収を増やすと、必ず事業費は増えてきますので、どのようなやり方にするかについては、費用対効果も含め、なるべく経費をかけずにできるやり方を検討する必要があると考えています。

山川会長 廃棄物の費用の比較というのは、自治体ごとに違うので非常に難しいところがあります。全国的にもなかなかできていないのですが、何らかの形で少しでも比較をした上で、検討するという事は重要なことだと思いますので、ご指摘のあったことについては検討する必要があると思います。

谷口委員 例えば、大体人口が8万人位の町と単純に比較することも難しいものですか。

山川会長 難しいです。自治体の収集の費用というのは製造原価とは違って、品目ごとに単価は出しません。1つの事業者が、例えばビンも缶も可燃ごみも集めていけばまとめて契約をしたりもしています。他にも自治体の直営でやっているところもあります。要は品目ごとの単価を決めて契約しているわけでは必ずしもないので、その辺が分かりにくい理由の1つです。

もう1つは、実際現場を少し見てきましたけれども、かなり色々なことを舞鶴市の収集事業者の方は現場でやっておられます。他の自治体と比べてもやっていることが多いです。その辺のバランスでこれが安いのか高いのかの評価が難しいと思いますが、そこでやることを減らすことでコストを下げられないかとかそういう色々な検討の余地はあるかもしれないので、その辺も含めてコストを下げながら何かできないかということを検討する余地はあるのかなと思います。

谷口委員　　今、私達は無料で不燃ごみの収集をお世話になっていますが、その受益者負担というか相応の負担とかを絡めながら議論を深めていこうという考えはお持ちですか。

福田課長　　ごみ処理経費のあり方を具体的に議論する中で、今後の審議会の委員さんの意見を参考にして、そういった議論も必要かと思います。

山川会長　　不燃系のこういったプラスチック製容器包装も含めての有料化というのもあります。例えば、京都市は可燃系の物を 45 リットル 45 円で集めていて、その他プラについては22円と半額で集めています。そういうようなやり方も 1 つの可能性としてはあると思います。ただそうなった場合、今は可燃ごみの値段でプラスチック容器を出していますが、それを安い不燃ごみの方で出すとなると、場合によっては今よりも手数料が下がる可能性があります。ですので、ちょっと全体のバランスを考えながらやらないと、その辺がどうなるかは分からないところもあるということです。いずれにしても、そういう有料化を導入したときに併せてやる可能性はあるのではないかと思います。

谷口委員　　そうするなら、文言としては将来的な有料化という部分については伏せておき、将来の方向性としては、次回の審議会とか次の代への宿題とすることで方向性がはっきりするのではないかと思います。

山川会長　　ありがとうございます。まあ、その辺をどうするかについては、書き方もあるかもしれませんが、審議会としてはそういうことも含めて検討してはどうかというご意見があれば、そういう話を事務局と相談するということもあるかもしれません。これはすぐにできるとは限らないことだと思います。

尾上委員　　この月 1 回、2 回という話で、月 1 回というのは最低限の回数の話ですし、これからごみが増えていくというような分別の仕方をしていくわけですので、前回見せてもらった写真の集積所のように、月 1 回で溢れている所はとんでもないことが起こるだろうと予想ができます。ですので、最低でも週 2 回は収集し、市のごみ収集体制を確保してもらいたいです。

一方で、民間業者のところで集める所を増やしますということ

言っていますけれども、そこでケアしているから収集は1回でもいいじゃないかというふうな議論にならないようにしたいなと思っています。なので、最低でも月2回収集し、民間業者にお願いするのはペットボトルを集めたり、牛乳パックを集めたりという拠点回収の充実ではなく、以前に出てきた議論のように、「スーパーの袋を止めてもらえませんか」とか、「無駄な包装は剥がしてから帰ってもらったらいいですよ」といった取り組みをスーパーとか業者の方にはやってもらい、ごみを集める場所を増やしてもらいよりもそちらを一生懸命やってもらいたいなという印象があります。

山川会長 ありがとうございます。そこは十分考えてほしいということですね。2Rの方での議論かもしれませんが、まずは発生源で減らすように事業者の方には取り組んでいただき、その上で出てきたものについてできるだけ引き取るようなことも考えてほしいということかなと思います。ありがとうございます。

森委員 前にもあった話であればすみませんが、可燃ごみと不燃ごみの集積場所は、舞鶴市は違うのですが、他市はどうなっているのでしょうか。

山川会長 同じ場所を使っているところもありますが、普通は可燃ごみの集積場所が多くて、不燃系や資源系はそれよりは数が少ないです。どれくらいの割合になるかというのは自治体によって違うと思いますが、可燃だけのステーションと可燃と不燃の両方やっているステーションもあるということです。

青山委員 舞鶴の場合は色んな種類の物を並べて集積しており、可燃ごみとは別に細かく置くというスタイルになっています。僕は京都市内に住んでいますけれども、京都市内だと、可燃ごみであろうが、不燃ごみであろうが、ペットボトルやプラスチックであろうが、全部同じ集積所に出しています。

森委員 私もそういう所に生まれたので、可燃ごみと不燃ごみをなぜ違う場所で集積しているのかが分からなかったもので、舞鶴だけが違うのかということに併せて、他市の状況について知りたかったです。

山川会長 先ほど言われた一括でたくさんの種類を集められるところは、やはりどうしても違う場所になっているケースは多いと思います。

ちょっと時間も押してきているのですけれども、ここについては、1つ目、月2回収集の実施時期未定というところについては、できれば4回を目指してほしいという意見があったのは確かなので、それをどう反映して書くかは少し分からないのですが、他の市町村を見ても週1回は集めてほしい、最低でも月2回は集めてほしいというところが1つの修正意見としてあったのかなと思います。他については概ねご提案の通り、特にご異論はなかったと理解したのですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

あと、先ほどの話で、2回ないし4回でいく上でコスト面の問題があるのであれば、有料化も含めて検討をしてはどうかというご意見もいただきました。これもどういうふうに書けるかは分かりませんが、その形で入れることも含めて検討してもらう方向で事務局と相談するというところでよろしいでしょうか。

(異議なし)

山川会長 はい、ありがとうございます。答申書に入れられるかどうか分かりませんが、一応そういう方向で事務局と相談したいと思います。

すみません、少し時間が超過してしまうかもしれませんが最後4つ目についての説明を事務局からお願いします。

福田課長 はい、それでは、「4. 地域コミュニティの維持・活性化」にかかる意見集約について、ご説明いたします。

資料2の4ページをご覧ください。これまでの審議会の意見としては、大きく4つの課題があげられました。

まず、1つ目の『自治会間での情報共有の方法や機会が必要』についてであります。自治会の負担軽減を図るためにも、ほかの自治会の様々な取り組みについて、情報共有の方法や機会が必要などの意見が出されました。

次に、『行政との情報交換、行政からの情報発信』につきましては、「地域住民と行政が情報交換できる場所や機会が大切」などの意見が出されました。

次に、『「ごみ」や「環境」への取り組みを通じて培われた地域力をどのように維持・活性化するか』についてであります。「これまで

に培われたコミュニティの力を今後も維持・継続するため、「ごみ」や「環境」の側面からどのような取り組みが可能か考える必要がある」、「ごみ問題はすべての人に共通しているため、ごみ問題を通じて地域の問題についても働きかければよい」、「ごみ問題は地域づくりのツールに成り得る」、「集団回収を増やすことでコミュニティの力を高める工夫が必要」、「地域の新しいつながりのきっかけになるよう、リユース活動やリサイクル活動が活発になればよい」などの意見が出されました。

最後に『コミュニティの多様化、地域力の維持・活性化に向けた仕組みづくり』についてであります。 「地域の関係性や連携が希薄化している」「民間や公共の有償サービスにより、地域力の低下を招いている側面もある」「助け合いの風土、共助が弱くなっている」「職場や個人的な関係に重きをおき、地域とのつながりを重視していない人もいる。このような人たちにどのように働きかけるか考える必要がある」などの意見が出されました。

「4. 地域コミュニティの維持・活性化」にかかる意見集約の説明は以上でございます。

引き続きまして、これらのご意見・課題に対する市の取り組み案について、ご説明いたします。

資料3の45ページ、もしくは、前方のスクリーンをご覧ください。地域コミュニティの維持・活性化として考えられる市の取り組み案については、「自治会活動への支援」、「自治会への情報提供・情報共有・意見交換」、「集団回収やリユース活動への支援」、「地域コミュニティのさらなる活性化に向けて」の4項目があげられます。

46ページをご覧ください。まず、1つ目の自治会活動への支援についてであります。地域づくり支援課では、資料にも記載しておりますとおり、転入者向けのチラシにおいて、自治会への加入促進を行っております。また、住宅の開発などの際には、開発業者を通じて、自治会への加入促進を呼び掛けております。

47ページをご覧ください。ごみ減量や環境美化活動におきましては、これまでから自治連・区長連協議会と連携・協力を図ってきたところであり、今後も、毎年1回実施されている「自治会長・区長のつどい」などを活用し、ごみに関する情報提供を行っていきたいと考えております。その他、「まちづくり出前講座」の開催など、あらゆる機会を通じて、引き続き積極的に情報発信・意見交換を行っていきたいと考えております。また、今後は、自治会での取り組み

や工夫の事例のほか、集積所の管理に関する手引書の作成についても検討していきたいと考えております。

48 ページをご覧ください。市の取り組み案の 3 つ目、集団回収やリユース活動への支援についてであります。今後も引き続き、集団回収制度の PR に努めるとともに、先ほども説明いたしました。また、集団回収制度の見直しを図っていきたいと考えております。また、集団回収活動を通じまして、地域住民の排出機会の確保とリサイクルの取り組みを推進することで、地域コミュニティの活性化につなげていきたいと考えております。

そのほか、バザーやフリーマーケットなど、リユースにつながる市民活動や地域活動の実施にかかる広報などに協力していきたいと考えております。また、イベントや行事などに 3R の取り組みをプラスアルファした事業を検討していきたいと考えております。

最後に 49 ページをご覧ください。市の取り組み案の 4 つ目、「地域コミュニティのさらなる活性化に向けて」であります。集団回収は、これまでから PTA や福祉関係者などの目的型の団体が活発に活動されてきました。自治会での担い手が減少する中で、目的型の団体や地域のコミュニティが他の目的のために活動できる仕組みや機会を作ることは、ごみの分野に関わらず、重要な取り組みとなっております。ごみ減量や環境美化活動がどのような施策や団体、イベントなどと連携できるか、さらなる検討が必要と考えております。

「4. 地域コミュニティの維持・活性化」についての市の取り組み案の説明は以上でございます。

山川会長 はい、ありがとうございます。それでは、まとめの所をまず確認したいと思いますが、何か問題はありましたでしょうか。なければ次にご提案の所ですけれども、45 ページに 4 項目あります。これについて何かご意見等ありますでしょうか。

青山委員 1 つ質問ですが、今、自治会への加入率は市内全体で何パーセントぐらいですか。

飯尾部長 約 85 パーセントです。

青山委員 それは高い、素晴らしいですね。ありがとうございます。

山川会長 はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。
今回の話題の関連でいえば、例えば、自治会での集積所管理などの取り組み状況を共有できるようなもの、ないしは場を作ることと、集団回収やリユース活動を1つのコミュニティ活性化のツールとして支援していくような施策などと連携して進めていこうということですが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

山川会長 はい、ありがとうございました。では、これはこのまま市のご提案通りいくということによろしいですね。
以上で、議題2について終了ということになるかと思えます。その他に何かありましたら、事務局の方からよろしくお願ひします。

【議題(3) その他】

福田課長 それでは、議題(3) その他としまして、今後のスケジュールについてご説明いたします。

資料4「舞鶴市廃棄物減量等推進審議会スケジュール」をご覧ください。次回第10回審議会では、これまでの審議会で行ったご意見等の総括を行った上で、答申書(案)についてご審議いただく予定としております。委員の皆様には、これまで審議いただいた内容を振り返っていただきますとともに、答申書(案)の内容をご確認いただき、改めてご意見などをいただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

なお、答申書(案)につきましては、これまでの審議の内容等を踏まえまして、事務局において作成したいと考えておりますので、ご了解ください。

次回審議会の日程についてであります。委員の皆様は事前にご相談し、8月10日で開催するよう調整しておりましたが、会長の都合が悪くなりましたことから、申し訳ありませんが、改めて日程調整させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

説明は以上でございます。

山川会長 はい、ありがとうございます。ちょっと大学の関係でどうしようもなくなってしまいましたので申し訳ありません。再度、日程調整のほどよろしくお願ひします。以上でいただいている議題は終了し

ましたので事務局の方にお返ししたいと思います。よろしく願います。

田中主幹 本日は長時間にわたり審議いただきありがとうございました。
それでは、閉会にあたりまして、市民文化環境部長の飯尾からご挨拶させていただきます。

飯尾部長 皆様、長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。
本日の審議会では、「不燃ごみ7種9分別収集モデル事業」の概要のご報告と、諮問事項③にかかる課題整理と市の取り組み案の2つの事項について、皆様にご審議いただきました。

このモデル事業については、昨年8月に提出いただいた中間答申に基づき、今年度新たに事業着手するもので、平成10年5月に現在の6種9分別となって以来、約20年ぶりの分別区分の見直しとなります。本格実施に向けましては、引き続きご意見等賜りたく考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、前回審議会に引き続きご審議いただきました諮問事項③については、ライフスタイルの多様化や少子高齢化の進む舞鶴において、避けては通れない課題であり、また、本市の魅力づくりにも大きく関連するものであります。本日の審議では、今後、市民・事業者・行政が連携・協力して、環境にやさしい持続可能なまちづくりに取り組む上で、貴重なご意見をいただけたものと考えております。

次回の審議会では、これまで議論いただいた内容の総括と答申書(案)について審議いただくこととなりますが、委員の皆様には、本市における循環型社会の形成と地域づくりの推進に向けて、引き続き忌憚のないご意見・ご議論を賜りますようお願い申し上げます。

田中主幹 事務局からは以上です。ありがとうございました。
次回審議会については、先程もご説明しましたように改めて調整をいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の舞鶴市廃棄物減量等推進審議会を終了とさせていただきます。本日は、お忙しいところ、誠にありがとうございました。

【16時30分 閉会】